３　騒音環境（令和４年度測定結果）

騒音は、各種公害の中でも特に日常生活に深い関わりがあり、その発生源は多種多様です。工場・事業場・建設工事・交通機関等のほか、深夜営業・拡声器、ペット・空調・音響といった近隣からの生活騒音などがあります。

各種の騒音から生活環境を守り、住民の健康を保護するために望ましい基準として、環境基準が定められています。また、工場・事業場等からの騒音を規制するために、地域を指定した規制基準が定められています。

地域指定の範囲は、概ね都市計画用途地域内です。指定地域内の工場・事業場（特定工場等）及び特定建設作業が規制基準の対象となります。

令和４年度は、図３－Ａに示した指定地域内の７地点で、環境騒音について測定を行いました。

表３－１　音の大きさの目安　（単位：ｄＢ）

騒音レベル	騒　音　の　大　き　さ　の　例
８０	地下鉄の車内
７０	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭、掃除機
６０	普通の会話、静かな自動車
５０	静かな事務所の中
４０	市内の深夜、図書館、静かな住宅の昼
３０	ささやき、郊外の深夜
２０	木の葉のふれあう音

表３－２　騒音環境基準（平成10年９月30日環境庁告示第64号）

一般の騒音に適用されるもので、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しません。

平成24年３月30日　県告示第246号

<table>
<tr><th colspan="3">地　域　類　型</th><th colspan="2">環　境　基　準　値</th></tr>
<tr><th></th><th>あてはめ地域
（用途地域との原則的対応）</th><th>地域の区分</th><th>昼間（午前６時から午後10時</th><th>夜間(午後10時から翌日の午前６時)</th></tr>
<tr><td>ＡＡ</td><td>特に静穏を要する地域</td><td></td><td>50ｄＢ以下</td><td>40ｄＢ以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ａ</td><td rowspan="2">専ら住居の用に供される地域

第１種低層住居専用地域
第２種低層住居専用地域
第１種中高層住店専用地域
第２種中高層住居専用地域</td><td>一般の地域</td><td>55ｄＢ以下</td><td>45ｄＢ以下</td></tr>
<tr><td>２車線以上の車線を有する道路に面する地域</td><td>60ｄＢ以下</td><td>55ｄＢ以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ｂ</td><td rowspan="2">主として住居の用に供される地域

第１種住居地城
第２種住居地域
準住居地域</td><td>一般の地域</td><td>55ｄＢ以下</td><td>45ｄＢ以下</td></tr>
<tr><td>２車線以上の車線を有する道路に面する地域</td><td>65ｄＢ以下</td><td>60ｄＢ以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ｃ</td><td rowspan="2">相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

近隣商業地域
商業地域
準工業地城
工業地域</td><td>一般の地域</td><td>60ｄＢ以下</td><td>50ｄＢ以下</td></tr>
<tr><td>車線を有する道路に面する地域</td><td>65ｄＢ以下</td><td>60ｄＢ以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特例</td><td rowspan="2">幹線交通を担う道路に近接する空間

高連自動車国道
一般国道
県道
４車線以上の市町村道
自動車専用道路</td><td rowspan="2">２車線以下の道路の端から15m

２車線を超える道路の端から20m</td><td>70ｄＢ以下</td><td>65ｄＢ以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45ｄＢ以下、夜間にあっては40ｄＢ以下）によることができる。</td></tr>
</table>

（注）車線とは、１列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

環境騒音（一般騒音）とは、ある地点において、特定の音源がはっきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音（例えば、住宅地で遠方及び近くの自動車や工場の音、人の足音や話し声、楽器の音などが一緒になっている騒音）をいいます。

図３－Ａ

騒　音　測　定　地　点

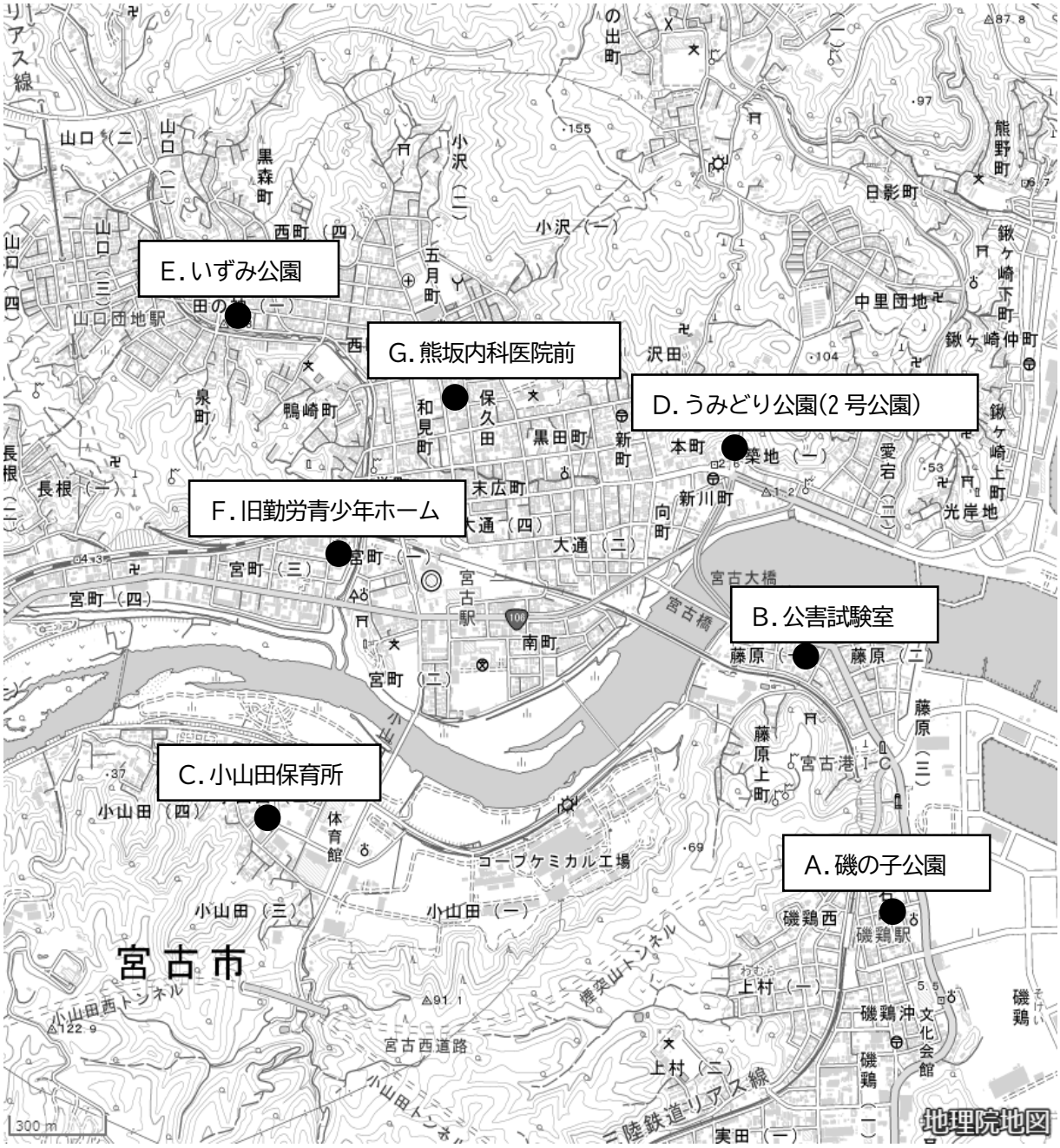
E. いずみ公園
G. 熊坂内科医院前
D. うみどり公園(2 号公園)
F. 旧勤労青少年ホーム
B. 公害試験室
C. 小山田保育所
A. 磯の子公園
宮古市
宮古駅
宮古大橋
宮古港
磯鶏駅
磯鶏西
コープケミカル工場
宮古西道路
三陸鉄道リアス線
地理院地図
300 m

（１）環境騒音

騒音の環境基準は、概ね都市計画の用途地域に対応して、ＡＡ、Ａ、Ｂ、Ｃの四類型に大別されます（表３－２参照）。基準値は、時間区分（夜間・昼間）、道路に接するかどうか等に応じて定められています。

令和３年度の環境騒音調査は、経年変化を観察するため前年度と同じ地点で実施しました。測定結果は、全体的に例年と同じような値を示し、環境基準を達成しています。

表３－３　環境騒音測定結果　　等価騒音レベル（単位：ｄＢ）

番号	測定地点	区域区分等	項目	測定時間帯	
				昼間	夜間
A	磯鶏沖１３ 磯の子公園	Ｂ類型（主として住居の用に供される地域） 第１種住居地域 一般の地域	等価騒音レベル	４４	３８
			環境基準	５５	４５
			評価	○	○
B	藤原一丁目９－14 公害試験室	Ｂ類型（主として住居の用に供される地域） 第１種住居地域 一般の地域	等価騒音レベル	５１	４３
			環境基準	５５	４５
			評価	○	○
C	小山田二丁目７－３ 小山田保育所	Ｂ類型（主として住居の用に供される地域） 第１種住居地域 一般の地域	等価騒音レベル	５１	４４
			環境基準	５５	４５
			評価	○	○
D	本町１－２ うみどり公園 （２号公園） ※旧分庁舎跡地	Ｃ類型（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域） 準工業地域 一般の地域	等価騒音レベル	５４	３８
			環境基準	６０	５０
			評価	○	○
E	田の神一丁目５－８ いずみ公園	Ａ類型（専ら住居の用に供される地域） 第１種中高層住居専用地域 一般の地域	等価騒音レベル	５０	３６
			環境基準	５５	４５
			評価	○	○
F	宮町三丁目２－３ 旧勤労青少年ホーム	Ｃ類型（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域） 準工業地域 一般の地域	等価騒音レベル	５２	４２
			環境基準	６０	５０
			評価	○	○
G	和見町１０－３１ 熊坂内科医院前	Ｂ類型（主として住居の用に供される地域） 第１種住居地域 一般の地域	等価騒音レベル	５０	４１
			環境基準	５５	４５
			評価	○	○

（注）表中「○」は基準達成、「×」は基準超過。測定日：令和４年２月７日～２月８日

表３－４　環境騒音の経年変化（昼間）

単位：dB

測定地点＼年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
磯の子公園	51	47	52	48	47	46	48	46	45	44
公害試験室	51	51	51	53	52	50	50	49	52	51
小山田保育所	51	51	51	52	51	50	51	52	51	51
旧市役所分庁舎	56	57	57	56	54	55			50	54
いずみ公園	49	50	49	48	47	49	45	46	45	50
勤労青少年ホーム	53	53	54	52	52	53	51	51	51	52
熊坂内科医院前	53	51	51	52	52	51	52	51	49	50

図３－１　環境騒音の経年変化（昼間）

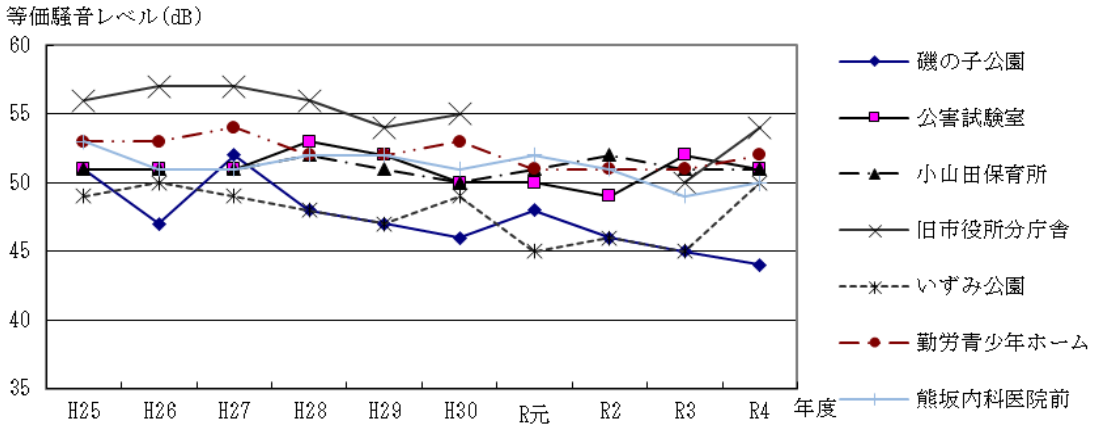

表３－５　環境騒音の経年変化（夜間）

単位：dB

測定地点＼年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
磯の子公園	41	41	38	39	41	41	42	41	39	38
公害試験室	42	44	43	42	43	39	39	37	36	43
小山田保育所	44	43	43	48	45	44	46	45	44	44
旧市役所分庁舎	48	49	47	48	48	45			37	38
いずみ公園	41	39	40	37	41	36	37	34	36	36
勤労青少年ホーム	45	46	46	43	45	43	44	42	42	42
熊坂内科医院前	43	41	42	41	44	39	42	40	39	41

図３－２　環境騒音の経年変化（夜間）

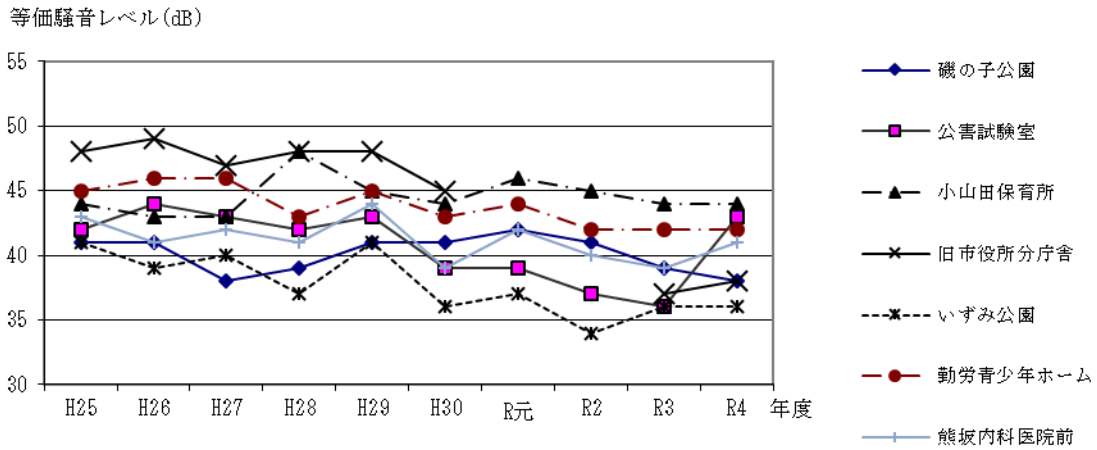

図３－３　環境騒音Ａ地点（磯の子公園）における連続騒音測定結果

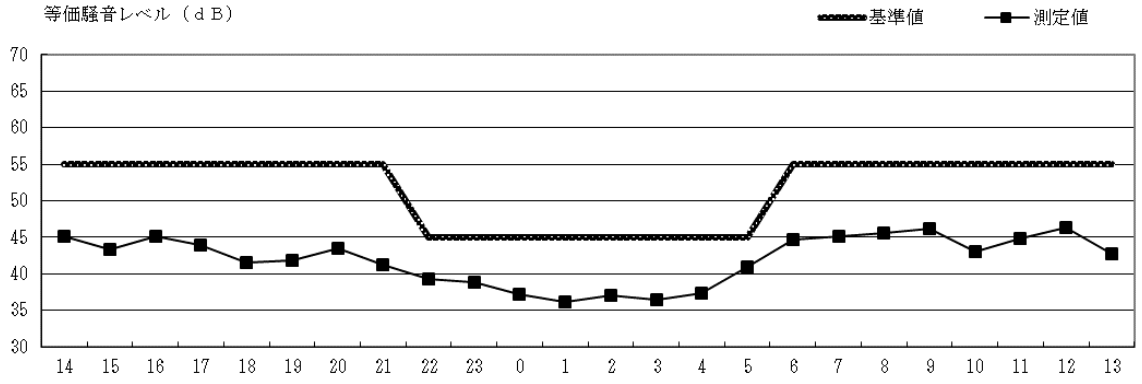

図３－４　環境騒音Ｂ地点（公害試験室）における連続騒音測定結果

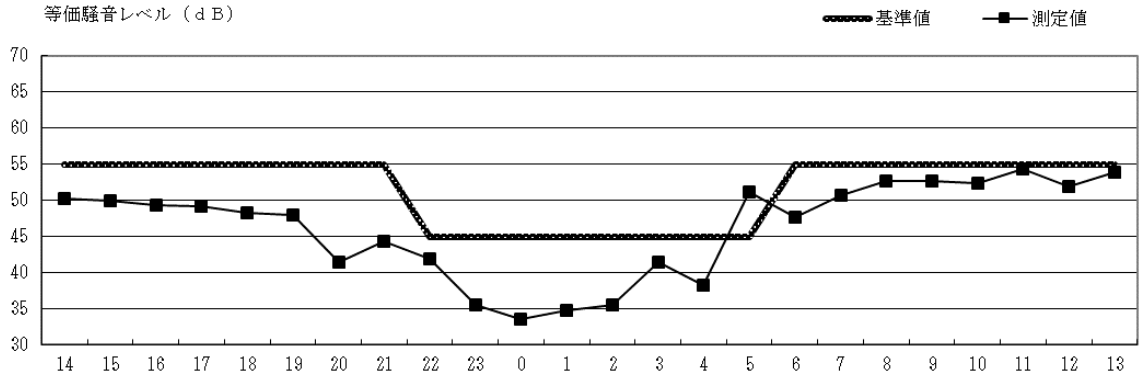

図３－５　環境騒音Ｃ地点（小山田保育所）における連続騒音測定結果

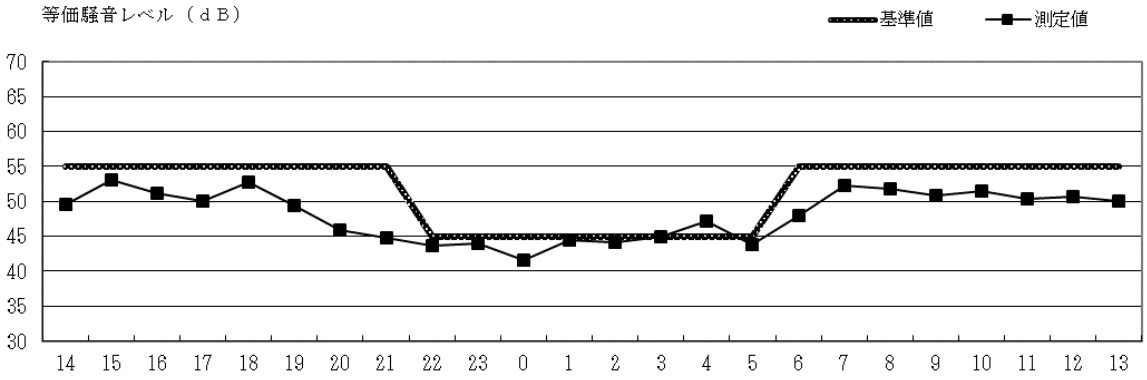

図３－６　環境騒音Ｄ地点（うみどり公園２号公園）における連続騒音測定結果

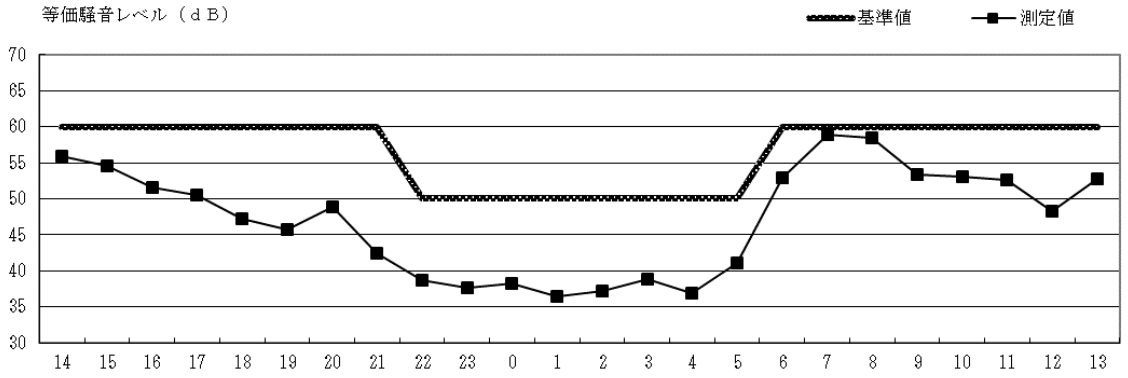

図３－７　環境騒音Ｅ地点（いずみ公園）における連続騒音測定結果

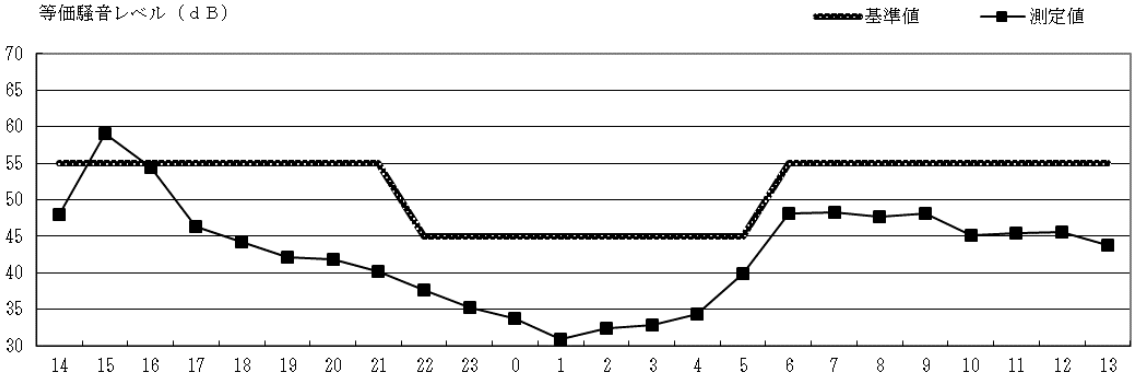

図３－８　環境騒音Ｆ地点（旧勤労青少年ホーム）における連続騒音測定結果

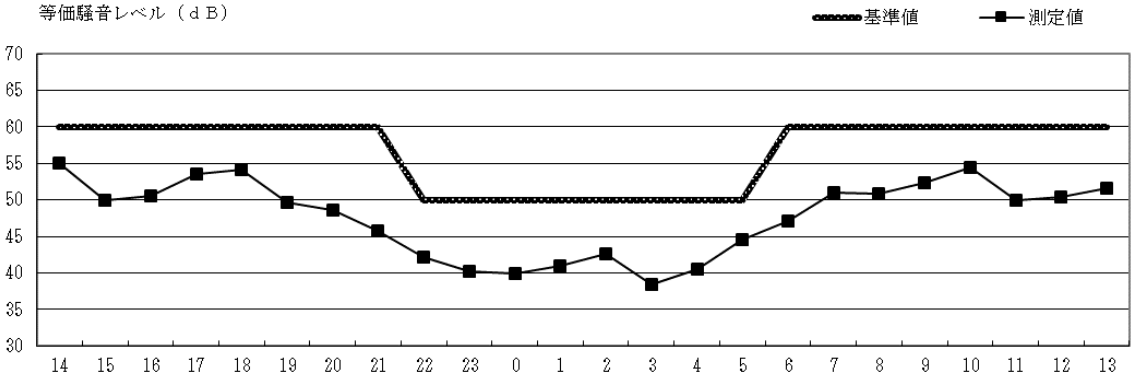

図３－９　環境騒音Ｇ地点（熊坂内科医院前）における連続騒音測定結果

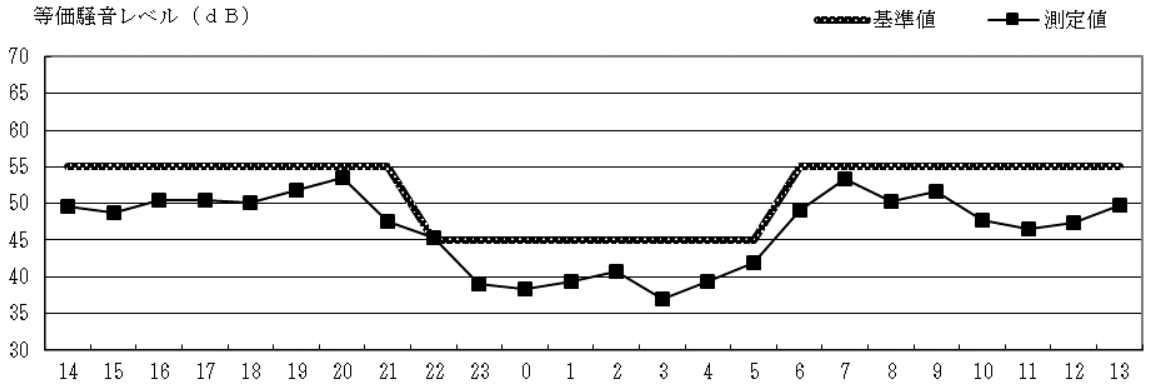

（２）自動車騒音

自動車騒音状況の常時監視は、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、自動車の走行に伴い発生する騒音にさらされる地域の年間を通じた平均的な状況について、継続的に把握することを目的としています。

これは、自動車騒音に関して測定地点ごとの評価ではなく、道路に面する地域を一つの区間として捉え、面的に評価していくものです。

市では、令和３年度から令和７年度にかけて７路線、路線延長 65.2 km、評価区間総延長 20.9 km について、環境省に報告した計画に従い調査を実施しています。

令和４年度は、一般国道 106 号線の３区間（4.6 km）について測定を行い、基準超過はありません。

測定地点	等価騒音レベル〔dB〕	
	昼間（6：00～22：00）	夜間（22：00～6：00）
(1)宮古市南町２番地内 （一般国道 106 号線の道路敷地境界線）	５１	４３
(2)宮古市長町一丁目７番地内 （一般国道 106 号線の道路敷地境界線）	６５	５５
(3)宮古市上鼻二丁目６番地内 （一般国道 106 号線の道路敷地境界線）	６７	５８
環境基準 （幹線道路を担う道路に近接する空間）	７０	６５